

共同看護学専攻教員資格基準に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、日本赤十字北海道看護大学、日本赤十字秋田看護大学、日本赤十字豊田看護大学、日本赤十字広島看護大学及び日本赤十字九州国際看護大学(以下「構成大学」という。)の大学院看護学研究科に設置する共同看護学専攻(以下「本専攻」という。)に共通する教員資格基準について、必要な事項を定めることを目的とする。

(主研究指導教員)

第2条 主研究指導教員(D〇合相当教員)は、看護学を専門とする教員であって、次の各号のいずれかを満たしている者とする。

(1) 大学設置・学校法人審議会による教員資格審査(以下「設置審審査」という。)において、博士後期課程の「D〇合教員」として承認された。

(2) 以下のすべてを満たしている。

- ① 教授の職位であること。
- ② 博士の学位を有すること。
- ③ 設置審審査において、博士後期課程「D合教員」として承認されたこと。

(3) 以下のすべてを満たしている。

- ① 教授の職位であること。
- ② 博士の学位を有すること。
- ③ 博士後期課程の主指導教員として指導経験を有すること、又は修士課程の主指導教員として2年以上指導し、かつ2名以上の修了生を有すること。
- ④ 査読のある学会誌に筆頭著者として、複数の研究論文を有すること。

(主研究指導補佐教員)

第3条 研究指導補佐教員(D合相当教員)は、看護学の業績を有する教員であって、次の各号のいずれかを満たしている者とする。

(1) 設置審審査において、博士後期課程の「D合教員」として承認された。

(2) 以下のすべてを満たしている。

- ① 教授又は准教授の職位であること。
- ② 博士の学位を有すること。
- ③ 修士課程の研究指導教員として、修了生を有するか否かにかかわらず、指導経験を有すること。
- ④ 査読のある学会誌に筆頭著者として、複数の研究論文を有すること。

(科目担当教員)

第4条 科目担当教員は、次の各号のいずれかを満たしている者とする。

(1) 設置審審査において、本専攻で担当する科目が博士後期課程の「可教員」として承認された。

(2) 以下のすべてを満たしている。

- ① 教授又は准教授の職位であること。
- ② 研究方法に関する科目及び看護学・保健学の専門科目については博士の学位を有すること、看護学・保健学以外の科目については修士又は博士の学位を有すること。
- ③ 担当科目に関する業績について、以下のいずれかを満たすこと。
 - a. 研究方法に関する科目では、当該研究方法に関する論文・著書又は当該研究方法による研究論文が、査読のある学会誌に第1著者として複数掲載されていること。
 - b. 看護学・保健学の専門科目では、当該科目の研究論文が、査読のある学会誌に第1著者として複数掲載されていること。
 - c. 看護学・保健学以外の科目では、当該科目の研究論文が複数あること。

(3) その他、前2号と同等以上の教育研究上の業績があると認められる。

(教員資格審査の手順)

第5条 各構成大学は、第2条から第4条及び各構成大学が定める博士後期課程教員資格基準に基づき、主研究指導教員、研究指導教員及び科目担当教員の資格審査を行う。

2 各構成大学は、資格審査の結果承認した候補者について、次の各号の書類を添付し、共同看護学専攻研究科長会議（以下「研究科長会議」という。）に推薦する。

(1) 各構成大学の大学院看護学研究科における教員選考結果報告書又は研究科委員会議事録

(2) 主要な研究業績としての論文題目一覧

(3) 教員履歴書又は既定の個人調書

3 研究科長会議は、各構成大学から推薦された候補者の教員資格について、前項の各号の書類に基づき審査し、全員の合意によって決し、連絡協議会へ報告する。

4 連絡協議会は、研究科長会議から報告のあった候補者について、教員の資格審査の可否を判定する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、連絡協議会の議により行う。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。